

平成 22 年 5 月 10 日現在

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2007～2010

課題番号：19203002

研究課題名（和文）「先住民族の権利に関する国連宣言」の国内的実現に係る総合的・実証的研究

研究課題名（英文） Study on domestic implementation of “UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples” in Japan.

研究代表者

常本 照樹 (TSUNEMOTO TERUKI)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10163859

研究代表者の専門分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：先住民族、少数民族、アイヌ民族、国連宣言、憲法、文化人類学

### 1. 研究計画の概要

本研究は、自らを先住民と認識する人々の福利の実現にとって、先住民族のコンセプトがいかにも有効性をもちうるか、そして、先住民としてのアイデンティティを維持しつつ主流社会との互惠的関係をいかに構築しうるかという問題関心に立ちつつ、「先住民族の権利に関する国連宣言（以下、国連宣言という）」の日本における実現可能性を、公法学を中心としつつ、基礎法学及び政治学、並びに文化人類学などの関連諸科学の関与、さらにアイヌ民族の主体的参加を得て、総合的かつ実証的・具体的に検討することを目的とする。研究の遂行にあたっては；

第1に、アイヌ民族は、先住性、被支配性、歴史的連続性、自己認識という先住民族の国際的標識を満たしているながら、主として文化的独自性と社会的・経済的平等性を強調し、民族自決権等の主張よりも主流社会との共生を重視するという点でユニークな存在と見うるのであり、先住民族概念を再検討する重要な契機を提供しているといえることができる。本研究は、この点に着目し、研究の遂行にあたってアイヌ民族の存在と主張を基盤とする。

第2に、研究の遂行を具体の民族のあり方と正確にリンクさせるために文化人類学者を研究分担者に加え、さらに、日頃から最も密接にアイヌ民族・アイヌ文化と関わっている博物館学芸員の協力も得ることによって、

従来の先住民法研究に見られた理念先行の研究に陥ることを避けるとともに、学術的客観性を確保する。

本研究は、このように国連宣言の国内における実現可能性を先住民族とともに総合的・実証的に検討することを通じて、失われた権利の適切な回復の方途を示し、もって正義にかなった「新たな共生秩序空間」を生み出すことに貢献することを目指す。

### 2. 研究の進捗状況

(1) 先住民族の権利実現に関する国際的及び国内的状況は、本研究の開始後に大きく変化した。「先住民族の権利に関する国連宣言」は2007年9月に採択され、翌2008年6月には我が国の衆参両院が「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を全会一致で採択し、政府は、これを受けてアイヌ民族を先住民族として承認するとともに、総合的政策を検討するために「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を発足させ、研究代表者（常本）もその委員となった。

(2) 本研究の目的は、研究計画調書に記載したとおり「日本及びアイヌ民族にとって最適な国連宣言の受容のあり方を探ること」であること、さらに、同懇談会は国連宣言の関連条項を参照しつつ検討を進めることとされていること、に照らし、2008年以降は、同懇談会の動きと連動しつつ本研究を推進することとした。

(3) 国連宣言の採択にあたっては、アメリカをはじめとする先住民法制先進国が反対し、我が国は賛成したが、国内法制に対する影響の考慮が双方に共通するポイントといえる。これまでの研究によれば、我が国においては、歴史的な同化の経緯を踏まえ、アイヌ民族としてのアイデンティティの強化と生活様式を含む広義の文化の振興を第一段階として推進すべきであり、これによる基盤整備を経て、第二段階としての国連宣言に含まれる先住民族の諸権利の具体的実現を検討すべきであると判断される。

(4) 有識者懇談会報告書は2009年7月末に内閣官房長官に提出されたが、その中では、「我が国としても・・・我が国及びアイヌの人々の実情に応じて、アイヌ政策の確立に取り組んでいくべきである」としたうえで具体的政策提言がなされるなど、本研究の成果を反映した報告がなされた。これは本研究の最大の学術的・社会的貢献とすることができる。

### 3. 現在までの達成度

②概ね順調に進展している。

(理由)

4カ年計画の3年度目を終了し、本研究も終盤を迎えている。当初計画では、諸外国の関連研究者及び先住民族との協同による比較研究及び宣言採択過程の研究に比重を置く見通しであったが、アイヌ民族を取り巻く状況が本研究開始後に大きく進展したこともあり、我が国における先住民族政策の策定に連動する研究に比重を移すことになった。しかし、本研究の本来の目的が「日本及びアイヌ民族にとって最適な国連宣言の受容のあり方を探ること」であることに照らせば、これは研究計画の変更ではないし、本研究の成果を有識者懇談会報告書及びアイヌ政策推進会議の審議に反映させることができているということは、「我が国における国連宣言の最適な受容」に大きく貢献しているということであり、研究をその本筋において相当程度進展させているといえることができる。

### 4. 今後の研究の推進方策

最終年度は、これまでと同様にアイヌ政策推進会議の動きと連携しつつ、これまでの研究成果を、国連宣言を参照した広義の文化振興政策の具体化という視点から、諸外国における事例との比較研究を踏まえつつとりま

とめるとともに、とりわけ個人認定の問題について補充的に研究を進めることとする。

### 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計49件)

1. 桑山敬己「アイヌ研究におけるネイティブの葛藤——知里真志保の場合」北海道大学北方研究教育センター【編】『知里真志保——人と学問』(北海道大学出版会)、2010 掲載確定、査読無
2. HASEGAWA, Ko, “The Idea of Enlightened Localism and the Polymorphic Integration of Ainu,” *Comparative Sociology* 2010-1, 2010 掲載確定、査読無
3. YAMAZAKI, Koji, “Sustainability and Indigenous People: A case study of the Ainu people,” OSAKI, Mitsuru (ed.): *Sustainability Science IV--- Designing Our Future from Local and Regional Perspectives (IR3S book series vol.4)* (United Nations Univ. Pr.), 2010 掲載確定、査読有
4. 常本照樹「先住民族の権利に関する国連宣言」の採択とその意義」北海道大学アイヌ・先住民研究センター【編】『アイヌ研究の現在と未来』(北海道大学出版会)、P.193-210、2010、査読無
5. TSUNEMOTO, Teruki, “The Ainu as an Indigenous People: The Significance of the Diet Resolution and Protection of their Culture,” 劉静怡ほか【編】『傳統智慧與公共領域——原住民族傳統智慧創作保護論文集』(數位展藏與學習推廣計畫)、P.1-20、2009、査読無
6. 佐々木雅寿「多文化主義と憲法」杉田敦【編】『岩波講座憲法<3>ネーションと市民』(岩波書店)、P.166-189、2007、査読無
7. 辻康夫「文化的多様性と社会統合——カナダの先住民とフランス系住民をめぐる」年報政治学「排除と包摂の政治学」2007-II、P.49-65、2007、査読無

[学会発表] (計19件)

1. 会澤恒「基本的権利と外国法・国際法の参照をめぐる論争」比較法学会第72回総会、2009年6月6日神奈川大学横浜キャンパス
2. 常本照樹「愛努先住民族的認定與新政策的課題」、「全球化下的日本與東亞」2008国際會議、2008年11月1日、淡江大学(台湾)

[図書] (計4件)